



NEXT FUNDS専用サイト
<https://nextfunds.jp/>

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日
2024年4月25日

証券コード：1682

NEXT FUNDS

日経・JPX白金指数連動型上場投信

愛称：NF・プラチナ先物ETF

追加型投信／内外／その他資産（商品）／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	内外	その他資産 (商品)	E T F	インデックス型	その他資産 (商品投資等取引)	年1回	グローバル (日本を含む)	その他 (日経・JPX 白金指数)

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年3月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：60兆9265億円（2024年2月29日現在）

この目論見書により行なうNEXT FUNDS 日経・JPX白金指数連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月24日に関東財務局長に提出しており、2024年4月25日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

NEXT FUNDS 日経・JPX白金指数連動型上場投信
信託の終了（繰上償還）および投資信託約款の変更のお知らせ

「NEXT FUNDS 日経・JPX白金指数連動型上場投信」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託終了（繰上償還）および投資信託約款を変更（2024年8月19日適用）することについて書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施することといたしました。

<繰上償還および投資信託約款の変更の内容>

- ①信託期間を無期限から2024年8月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
なお、繰上償還となる場合、東京証券取引所における売買取引は2024年8月16日までとなります。
- ②繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行いません。

<繰上償還および投資信託約款の変更の理由>

- ①当ファンドは2010年2月12日に設定され、約14年間にわたり運用を継続してまいりましたが、資産規模が小さく、安定的な運用が困難な状況になりつつあり、また今後も状況の改善が見込みにくいと判断したため、繰上償還いたします。
- ②繰上償還を円滑に行なえるようにするため、投資信託約款の所要の変更を行いません。

可決となった場合、当ファンドは2024年8月19日に投資信託約款の所要の変更を行ない、2024年8月20日に繰上償還します。

否決となった場合、当ファンドは投資信託約款の所要の変更および繰上償還は行ないません。

なお、書面決議における議決権を行使できる受益者の方は、2024年5月14日現在の当ファンドの受益者名簿に記載されている受益者（受渡日ベースで、基準日に当ファンドを保有されている方）です。

また、書面決議の結果、2024年8月20日に信託終了（繰上償還）する場合、2024年7月25日以降の購入申込および2024年8月17日以降の換金申込は、受付を中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

ファンドは、日経・JPX白金指数※を対象指数（以下、「対象指数」といいます。）とし、対象指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

※日経・JPX白金指数は、大阪取引所に上場されている白金先物の流動性の高い限月を対象限月として算出される指数です。2002年5月31日を基準日（当時は東京商品取引所で上場）とし、その日の帳入値段に基づく指数値を100.00として算出されています。

■ ファンドの特色

主要投資対象

円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、白金先物等取引を主要取引対象とします。なお、白金価格または白金先物価格等に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資する場合があります。

投資方針

- ①ファンドは、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コールローン等にも投資するとともに、白金先物等取引を行ない、対象指数に連動する投資成果を目指します。
- ②白金先物等取引の買建ての額は、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。
- ③取引を行なう白金先物等取引の限月の変更は、対象限月銘柄の出来高その他流動性等を勘案して行ないます。
- ④一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。
- ⑤上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するために白金先物等取引の運用指図を行なうことがあります。
 - イ. 対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
 - ロ. 対象指数における、その採用銘柄の変更等が行なわれた場合または当該変更等が公表された場合
 - ハ. イおよびロのほか、基準価額と対象指数の連動性を維持する等のために必要な場合



ファンドの目的・特色

■日経・JPX白金指数について■

- ①「日経・JPX白金指数」は、株式会社日本経済新聞社及び株式会社JPX総研によって独自に開発された手法によって、算出された著作物であり、株式会社日本経済新聞社及び株式会社JPX総研は、「日経・JPX白金指数」自体及び「日経・JPX白金指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
- ②「日経・JPX白金指数」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社、株式会社日本取引所グループ及び株式会社JPX総研に帰属している。
- ③「NEXT FUNDS 日経・JPX白金指数連動型上場投信」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社及び株式会社JPX総研は、その運用及び「NEXT FUNDS 日経・JPX白金指数連動型上場投信」の取引に関して、一切の責任を負わない。
- ④株式会社日本経済新聞社及び株式会社JPX総研は、「日経・JPX白金指数」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- ⑤株式会社日本経済新聞社及び株式会社JPX総研は、「日経・JPX白金指数」の構成銘柄、計算方法、その他「日経・JPX白金指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブ取引および商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

毎年2月10日に分配を行ないます。

分配金額は、信託財産から生ずる利子・配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じても、分配は行ないません。



* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

<p>白金先物等取引の 価格変動リスク</p>	<p>ファンドは、白金先物等取引を利用しますので、白金先物等取引の取引価格の変動により、ファンドの基準価額は変動します。特に白金先物市場の流動性の低下、投機家の参入、政府の規制・介入等によって、白金先物等取引の取引価格が著しく不安定となり、ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。</p>
<p>債券価格変動リスク</p>	<p>債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。</p>

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象指数と高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① 白金先物等取引の買建ての額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- ② 追加設定・解約等に対応するために行なった白金先物等取引の約定値段と当該日の評価値段とのずれ
- ③ 追加設定・解約時または取引を行なう白金先物等取引の限月の変更時等における売買コストの負担があること
- ④ 取引を行なう白金先物等取引の限月の変更を対象限月銘柄の出来高その他流動性を勘案して行なうため、指数算出ルール通りに限月の変更を必ずしも行なわないため
- ⑤ 公社債等の短期有価証券への投資による利子等収入があること
- ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること

また、主として以下のような状況が発生した場合、前記の「投資方針」に従って運用ができない場合があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① 商品市場において取引規制が変更された場合または新たに導入された場合
- ② 運用資金が少額の場合
- ③ 白金先物等取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に引き上げられた場合
- ④ 市場の大幅な変動や流動性の低下等により、白金先物等取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合

* 対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。
- ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。
- ファンドは、繰上償還が決定した場合、2024年8月20日に信託を終了（繰上償還）することとなります。当該繰上償還の日までの運用において、委託会社の判断により償還を念頭に組入資産の資金化を図る場合があります。その結果、主要投資対象への投資比率が低下する場合があります。また、信託を終了しないこととなる場合には、ファンドの基本方針に則った運用の継続が困難となることも想定されるため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

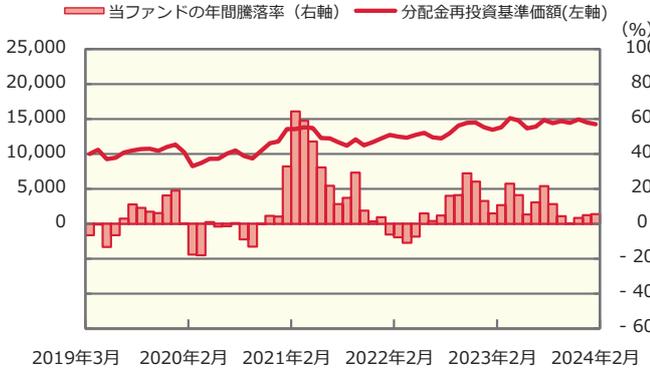
- **パフォーマンスの考査**
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- **運用リスクの管理**
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。
※流動性リスク管理について
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



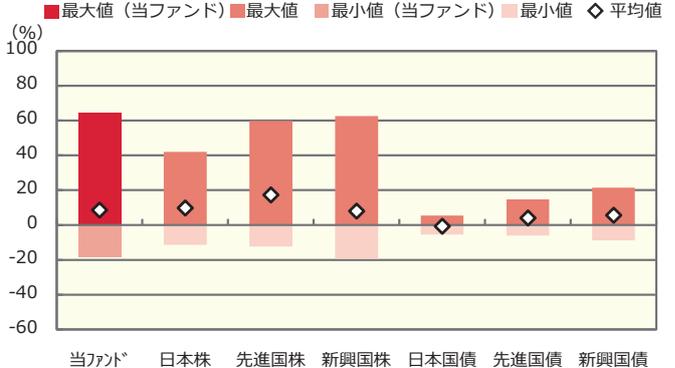
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2019年3月末～2024年2月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	64.2	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 18.1	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	8.7	9.9	17.3	8.0	△ 0.7	4.1	5.6

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年3月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国JP Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2024年2月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(100口あたり、課税前)

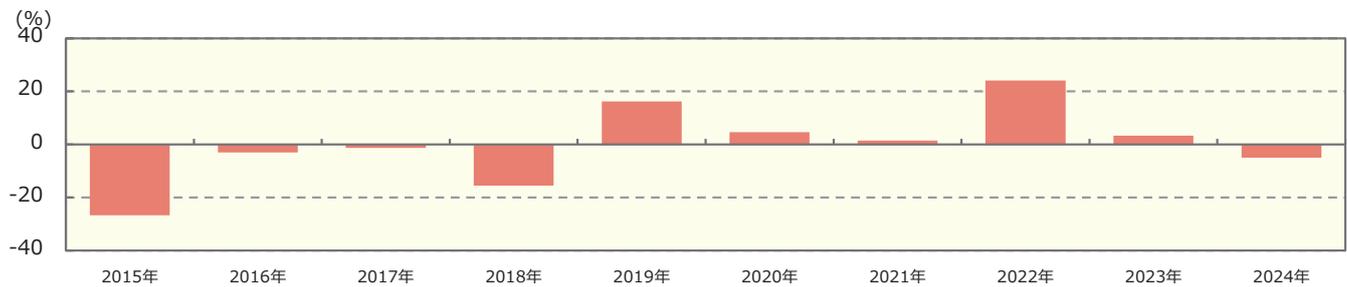
2024年2月	0 円
2023年2月	0 円
2022年2月	0 円
2021年2月	0 円
2020年2月	0 円
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

投資比率

資産の種類／名称	種類	投資比率 (%)
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	100.0
(内)商品先物白金(2025年02月限)	商品先物取引	(買建) 99.5

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	10万口以上1万口単位
購入価額	購入申込日の翌営業日（購入申込受付日）の基準価額に100.05%の率を乗じた価額（ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。）
購入代金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当初元本	1口あたり258円

換金単位	10万口以上1万口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日（換金請求受付日）の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	午後3時30分までに、申込みが行なわれたものを翌営業日の受付分とします。
購入の申込期間	2024年4月25日から2024年7月24日まで
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。

申込不可日	<p>次の期日または期間における、購入、換金の各お申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。</p> <p><購入></p> <ul style="list-style-type: none">購入申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内。（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日を含みます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内。）上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p><換金></p> <ul style="list-style-type: none">取引を行なう白金先物等取引の限月の変更を行なう期間として委託会社が別に定めるもの換金申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内。（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日を含みます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内。）上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、商品市場（商品取引所法第2条第9項に規定する商品市場を含みます。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することができます。



手続・手数料等

信託期間	無期限（2010年2月12日設定） （注）約款変更適用後（2024年8月19日以降）は以下となります。 2024年8月20日まで（2010年2月12日設定）
上場市場	東京証券取引所
繰上償還	受益権口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、償還となります。上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に償還のための手続きを開始します。また、受益者のため有利であると認める場合には償還となる場合があります。
決算日	毎年2月10日
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。
信託金の限度額	250億円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。
その他の費用	購入価額は、基準価額に100.05%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。											
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">信託報酬率</td> <td>年0.495% (税抜年0.45%) 以内 (2024年4月24日現在 年0.495% (税抜年0.45%))</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支払先の配分 (税抜) 内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.40%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.05%</td> </tr> </table>		信託報酬率		年0.495% (税抜年0.45%) 以内 (2024年4月24日現在 年0.495% (税抜年0.45%))	支払先の配分 (税抜) 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.40%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%
	信託報酬率		年0.495% (税抜年0.45%) 以内 (2024年4月24日現在 年0.495% (税抜年0.45%))									
	支払先の配分 (税抜) 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.40%								
受託会社		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%									
* 上記配分は、2024年4月24日現在の信託報酬率における配分です。												
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。												



手続・手数料等

その他の費用・手数料	<p>◆対象指数に係る商標使用料（2024年4月24日現在） ファンドの純資産総額に対し、年0.0275%（税抜年0.025%）を乗じて得た額とします。ただし、税抜10万円を下回る場合は11万円（税抜10万円）とします。なお、当該下回る場合は、純資産総額に年0.0275%（税抜年0.025%）を乗じて得た額との差額を委託会社が負担します。</p> <p>◆ファンドの上場に係る費用（2024年4月24日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。 <p>上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となります。</p> <p>また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>
------------	--

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時、換金（解約）時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

- * 上記は2024年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

- ファンドが対象とする指数の値動きについて

日経・JPX白金指数は、大阪取引所に上場されている白金先物のうち、流動性の高い限月を対象限月として、一定の計算ルールにしたがって指数化しております。

白金先物取引は、白金を受け渡すまでの白金の保管費用、金利負担等のコストに加えて、将来の需給見通し等が織り込まれて価格が形成されるため、対象指数の値動きは、現物の白金価格とは異なります。

また、対象指数と白金先物取引の値動きの比較について、対象指数が採用する白金先物取引と比較する銘柄が異なる場合があるため、また、同じである場合でも、白金先物取引の価格の推移が不連続となる一方、対象指数は不連続となることを避けるための計算ルールを採用しているため、対象指数の値動きは、白金先物取引の価格とは異なります。※

※詳細は後述の<補足>をご参照ください。

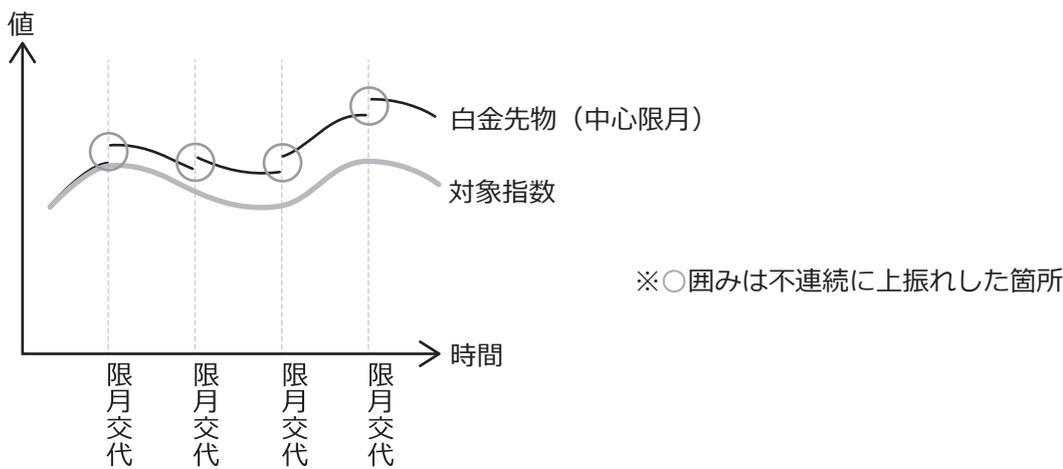


追加的記載事項

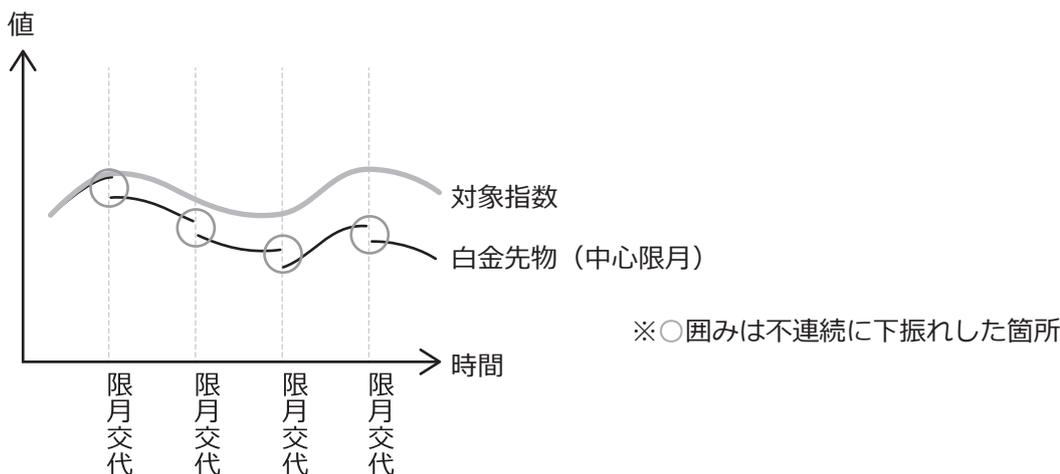
<補足> 先物取引価格の不連続な推移と対象指数との乖離の特徴について

白金先物取引は、同じ白金が対象であっても取引期限ごとに異なる銘柄として取引されており、中心限月（最も取引が多い銘柄）といった代表的な先物取引の価格は、取引期限が近づき取引量が低下するたびに、取引期限が先にある最も取引が多い先物取引の価格に取って代わられるため（限月交代といいます）、限月交代前後で値は不連続に推移します。

例えば、具体的に、白金の保管費用や金利負担といったコストは、取引期限までの期間が長いほど高く、先物取引の価格も取引期限までの期間が長いものほど高い状況においては、中心限月の値動きは、同コストの低下を価格に織り込みながら推移し、取引期限が近づき取引量が低下するたびに限月交代が生じるため、不連続に上振れして推移します。一方、対象指数は、この限月交代の影響を排除して算出されるため、同じ中心限月を指数の対象銘柄に採用する場合、限月交代に伴って先物取引の価格からの下方乖離が生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



逆に、将来の需給見通し等の影響により、先物取引の価格が、取引期限までの期間が長いものほど価格が低い状況においては、中心限月の値動きは、同見通し等の影響による上昇を価格に織り込みながら推移し、取引期限が近づき取引量が低下するたびに限月交代が生じるため、不連続に下振れして推移します。一方、対象指数は、この限月交代の影響を排除して算出されるため、同じ中心限月を指数の対象銘柄に採用する場合、限月交代に伴って先物取引の価格からの上方乖離が生じ、加えてその後の変動幅も異なります。



上図は、白金の先物取引の不連続な値動きと日経・JPX白金指数の値動きとの乖離の特徴を説明するためのイメージ図であり、実際の値動きを示したものではありません。また、白金の先物取引の値動きおよび日経・JPX白金指数の値動きは、上図に限定されるものではありません。

実際のファンドの基準価額は、白金先物等取引の買建て額が必ずしも純資産総額と同額とならないことや、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。